

静岡県畜産関係使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第60号

静岡県畜産関係使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県畜産関係使用料及び手数料条例施行規則（昭和61年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
静岡県畜産関係使用料及び手数料条例（昭和33年静岡県条例第11号）第2条の規定による使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、1件につき当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 文書料（診断書、 <u>処方せん</u> 、証明書） 300円 (3) (略) <u>(4)～(6)</u> (略)	静岡県畜産関係使用料及び手数料条例（昭和33年静岡県条例第11号）第2条の規定による使用料及び手数料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、1件につき当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 文書料（診断書、 <u>処方箋</u> 、証明書） 300円 (3) (略) <u>(4) 豚熱予防液管理料 70円</u> <u>(5)～(7)</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。